

環境省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現により住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答			
	区分	分野									団体名	支障事例				
														団体名	支障事例	
9	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物(尿尿)の収集運搬等を受託する者が、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。	一般廃棄物(尿尿)の収集業務を受託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。現在一部地区を除き収集業務は委託せず市自ら納付書を送付し払い込ませる方法で手数料を徴収しているが、収集から請求までの時間が長く、また利用者や請求者が直接対面しないことで支払に対する義務感が薄くなりがちであり、このことが未収金発生要因のひとつになっている。 また、徴収業務を委託している地区においても、収集作業と徴収業務は別途人件費や交通費を計算する必要があり、経費が高くなる。 なお、収集時の手数料の徴収の禁止は、手数料の不正徴収を予防するためと承知しているが、現在、民間業者の中で尿尿回収の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みの導入例があり、技術的に解決できると考えられる。また、私人による公金の取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要性がないものと考えられる。	美瑛に各世帯に赴いて収集を行う者が徴収も行うことで、収納率の向上が見込まれる。 また、委託料の減が見込まれる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第6号	環境省		長崎市		延岡市	〇本市では、一般廃棄物(尿)の収集運搬委託を民間に委託しており、一部地域で延綿券による手数料の徴収を行っているが、現在の法律では、作業員が収集現場で延綿券を販売し、徴収することができないため、別途、集金人による手数料の徴収を行っている。そのため、業務の非効率性、当日の手数料徴収率の低下、集金人を含む委託料の増加など、負の要素が多い。以上のことから、作業員による手数料の直接徴収の禁止についての緩和を求める。 〇一般廃棄物の収集業務を受託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。特に、飼育動物(ペット)の死体回収を民間委託する場合、死体回収の手数料の徴収までを行わずにすることが困難であり、民間委託を進める上で障害のひとつとなっている。また、当該手数料が事後徴収になることにより、手数料の未納額が発生することが予想される。このため、滞納対策の一環として、また受益者負担の公平性を担保する観点から、処理券方式による手数料の前納制も考えられるが、前納制の実施には、多額の経費支出が見込まれる。そこで、収集運搬業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができれば、滞納問題が解決するほか、収集運搬事務と手数料徴収事務を一本化することによる業務の効率化を図ることができ、しかし、こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6号の「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」に抵触するおそれがある。については、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できるよう法令の見直しを求める。	〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第6号において、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する基準として、「一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」を定めている趣旨は、収集業務の従事者とその手数料を徴収する者が同一となることにより、不正の温床となるおそれがあるため、これを禁じることで、手数料の不適正な徴収を防止し、一般廃棄物処理業務の信頼性を確保することにあり、この制度趣旨に照らせば同号の見直しは困難である。 〇なお、手数料の未払い対策や徴収の効率化については、チケットによる先払い導入している市町村があり、当該制度の前対応可能である。		
40	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	土壌汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止	同項の規定に基づき、3,000㎡以上の土地の形質変更しようとする者は、当該土地の形質の変更が着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。 同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。 一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壌汚染のおそれが極めて低いと考えられ、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。 また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壌汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂災害に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であると考えるが、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障となっている。	法の目的は、土壌汚染対策により国民の健康を保護することであるが、健康への影響が生じる差然性が認められない行為に対して規制を緩和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることを期待される。 なお、「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」において、「都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべき」とされている。	土壌汚染対策法第4条第1項	環境省		栃木県	連絡・確認を行う際は、必ず窓口課(☎)を通していただきますよう、お願いいたします。	北海道、八尾市、高松市、熊本市	〇土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務については、3,000㎡以上の土地の形質変更という条件は過大ではないか考える。林道整備等による届出を受理しているが、公共工事においては、発生残土処理については汚染の拡散を防止しにくい状態であるため、届出義務の必要性は低いと考えられる。届出義務の要件として、発生残土の処分方法もためたものとするのが現実的であると考える。 〇通常、土壌汚染が考えられない治山工事に係る届出が多く、そのような場合は、特に届出がなくても支障がないと考える。なお、園においても、効率的に調査する観点から、届出対象外について、検討されていると承知している。 〇山間地の(保安林)の公示で同項に基づく届出が提出されているが、有害物質の資料履歴は考えにくく、土壌汚染のおそれが極めて低いと思われるため、届出不要としても支障はないと考える。 〇山間部で過去に土地の利用が全くないような場合や環境影響評価法に基づく調査が実施されている場合等は、汚染のないことが確認されているため、届出の必要性は低いものと考えられる。 〇土地の形質変更を行う面積が3000㎡を超える場合、山林や農地等、土壌汚染の恐れが極めて低い土地であっても、届出が義務付けられており、開発行為等の際に支障となっている。(第一次答申)にもあったように、全国の土壌汚染対策法第4条の届出件数中、調査命令が発出された割合は2%程度である。本市においても田畑等からの宅地造成に伴う届出がなされるもの、これまで田畑等でのみ使用されていた土地において有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられ、汚染の恐れがある土地を効率的に調査する観点からは届け出対象外とすることが望ましい。	一定規模以上の土地の形質変更は大量の土壌の掘削や形質変更に伴う汚染の発生契機となることから、一定規模以上の土地の形質の変更しようとする者は、当該土地の形質変更が着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、調査をさせて、その結果を報告すべきことを命ずることとしています。 平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」(中央環境審議会)において、「法第4条第1項の届出を出して第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壌汚染状況調査(地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合については、試料採取等は不要。)を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。 保安林で行われる治山工事など土壌汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地歴調査で把握を行い、土壌汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られました。 なお、回答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が低いと認められる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討してまいります。		
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 ・人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 ・事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考えられる。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件(経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		広島県、鳥取県、鳥取県、山口県、宮城県	—	—	—	—	—	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受ける仕組みとなっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考えに基づいたもの。また、現在まだ施行後1年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。
75	B	地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和	地域グリーンニューディール基金 ・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業者)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性が低い種であり、補強箇所が多数にのぼることが判明したため、心づき得ず建築物の建替えを決定した。 ・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に基づき、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。 ・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。	財産処分にあたる補助金の返還について弾力的な運用が認められることで、防災・減災対策を重点施策として位置づけ取組みを実施している本県にとって、建築物耐震化の一層の促進が図られる。 所管行政の補助金等に係る財産処分承認基準(通達)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条	環境省		愛媛県 【共同提案】 広島県	【提案趣旨に賛同】 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	徳島県、福井市	〇グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、将来的に防災拠点としての役割を担い、耐震診断による施設の改修等に伴う財産処分は多いと想定される。 ・地域グリーンニューディール基金(以下「GND基金」という。)事業により取得した財産の処分の制限については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(平成21年度地球環境保全対策費等補助金(地域グリーンニューディール基金)交付要綱)、「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」及び「環境省所管の補助金等取得した財産の処分承認基準」(以下これを「適正化法」という。))において取扱いが規定されている。 ・GND基金の運営主体である貴県において、財産処分を含む補助金の執行については適切な対応をお願いしているところであるが、貴県の補助金は国の補助金を原資にしており、GND基金事業により取得した財産の処分は適正化法等に基づき制限されるべきであり、ご提案のような事業についての補助金返還要件の緩和は困難である。 ・なお、建築物の建替えに伴い、GND基金事業により導入した設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合には、「環境省所管の補助金等取得した財産の処分承認基準」第3の2(イ)オ、イに該当するものとして、国庫納付の条件を付さずに財産処分承認するものとし、補助金の返還は要しないものとする。 ・環境省としては、引き続き補助金等に係る予算の適正な執行に努めて参りたい。  〇環境省所管の補助金等取得した財産の処分承認基準(抜粋)  第3 国庫納付に関する承認の基準 2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分 (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合 地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。(イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。) オ 一次に該当する取組等 イ 老朽化により代替設備を整備する場合の取組等			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>○収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料の額を操作できないシステムを導入するなどの不適正な徴収が生じない手段を講じることを委託の相手方の条件とすることで、不正の温床となる懸念は払しょくできるものと考えている。</p> <p>○また、先払いチケット制については、収集量に応じて手数料の額が決定する従量制の場合は、導入が困難である。</p> <p>○仮にチケット購入世帯だけを対象にし尿を収集した場合、未収金の発生は抑制されるが、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・処分を行うという市町村の責務が果たせなくなる恐れがある。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>
<p>○改正法4条3項の規定に基づく手続の迅速化については、調査結果報告に係る手続を前倒しして、調査命令に係る事務を省略するものであるが、そもそも本件のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令を発生する可能性は極めて低い。また、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要となることは変わらず、改正法による効果は無いものと考えられる。</p> <p>○特に、栃木県から提案した、保安林内で行われる治山工事については、保安林が水源のかん養等を目的とするものであり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されていることから、人為的な土壌汚染が発生する可能性が極めて少ないものと考えられる。</p> <p>○また、自然由来の土壌汚染については、治山工事の目的が「土砂の流出防止」「飛砂・落石の防止」等であり、大規模な掘削を伴わず、むしろ現況の山腹斜面や渓谷・溪床を維持・安定化するものであることから、法第4条の規定に基づく届出の現行の適用除外項目と同様に、仮に土壌汚染が存在しても拡散するおそれが小さいものと考えられる。</p> <p>○一方、例えば、①環境影響評価法に基づき調査を実施しているもの、②土壌汚染対策法に基づき過去に調査を実施し、汚染の無いことが明らかになっているもの等についても同様に、それぞれの制度において環境の保全に十分配慮がなされていることや汚染の無いことが確認されていることを客観的に判断することが可能であり、届出の対象外として支障が無いものと考えられる。</p> <p>○したがって、栃木県としては、これらの行為については同条の規定に基づく届出が不要な行為とするよう、引き続き検討をお願いしたいと考えている。</p>		<p>【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、保安林内の治山工事など自然由来の土壌汚染等の影響も含め、届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 今般の法改正については、調査結果報告に係る手続を前倒しして、届出後の調査命令に係る事務を省略できる選択肢を用意したもの理解するが、 ・そもそも本提案のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令が発出される可能性は極めて低いこと ・調査は指定調査機関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること ・届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないことを踏まえ、事業者が当該手続を広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとは言いえないのではないか。 このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれが無いとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体・共同提案団体を始め地方側の意見を広く聞いていながら、幅広く検討すべきではないか。</p> <p>○ 1次ヒアリングで回答いただいたとおり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中に検討する際に、合わせて積極的に検討いただきたい。</p> <p>○ 既存の知見により汚染の無いことが確認できている土地については、確かに任意調査であれば、その結果が妥当かどうか都道府県知事が判断する仕組みが必要である点は理解するが、①環境影響評価法や土砂条例などの制度で定められた調査で汚染の無いことが明らかになっている土地 ②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地などであれば、改めて都道府県知事による判断や指定調査機関による地歴調査を行わずとも、汚染のおそれが無いことは客観的に明白であるため、届出の対象外とすることを積極的に検討できるのではないか。</p>	<p>平成28年12月12日付け「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」(中央環境審議会)において、「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されていることから、引き続き、ご提案の趣旨を踏まえつつ、中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会において検討してまいりたい。</p> <p>なお、①環境影響評価法や土砂条例などの制度で定められた調査で汚染の無いことが明らかになっている土地及び②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地などについては、届出の対象外とすることを御提案いただいているところであるが、調査以降に汚染の状況に変更がある場合も考えられ、一律に汚染のおそれがないと客観的に判断することは困難であるため、都道府県知事は、届出に基づき、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるかどうかを判断し、そのおそれがあると認めるときは、調査命令をかける仕組みとする必要がある。</p>		
<p>住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものとする。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。</p> <p>本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多いため、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。</p> <p>なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考えられる。</p>				<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>	<p>事業分野別指針については、関係省庁が緊密に連携しながらPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会付帯決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があり、これを提案に担保するためには、都道府県への委譲(手挙げ方式を含む)ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える</p>	
<p>建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合は、補助金返還不要とすることで、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準(以下「承認基準」という。)第3の2.(1)オ.(イ)は、文言上、設備ではなく施設に限定されている。返還不要の根拠を明確にするため、承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準(以下「承認基準」という。)第3の2.(1)オ.(イ)において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備も対象である旨の明記については、今後改正の機会を捉えて、適切に対応してまいりたい。</p> <p>また、承認基準第3の2.(1)オ.(イ)において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の事務連絡を関係機関に対して発出し、その周知を図ってまいりたい。</p>	



各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>本県の提案について、現行法令において支障はないとの回答であるが、以下の2点について支障があると考え。</p> <p>1 都道府県知事がその役割(措置権限)に応じた資料の提出の要求等ができると規定したのが法第28条第2項であるとのことである。</p> <p>同様に、環境大臣がその役割に応じた資料の提出の要求等ができると規定したのが法第28条第1項であると思われる。</p> <p>しかし、2項と1項を対比してみると、都道府県知事がその役割に関する限定列举されたものしか資料の提出の要求等ができないのに対し、環境大臣は法に関わることであれば制限なく資料の提出の要求等ができると読み取れる。</p> <p>環境大臣が制限なく資料の提出の要求等を行えるのであれば、法の目的を達成するため、都道府県知事も同等の権限を持つべきである。</p> <p>2 特定粉じん排出等作業の届出漏れを防止するために、建設リサイクル法の届出情報(工事ごとに特定粉じん排出等作業の有無が混在)を得ることが法第28条第2項において認められているとのことである。</p> <p>そうであれば、混在している特定粉じん排出等作業がない建設リサイクル法の届出情報を要求することは、法第28条第2項にある「状況等」の「等」で斟酌することになると思われるが、そのように拡大解釈ができるのか疑わしく、情報提供を拒否される可能性がある。</p> <p>実際に個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと指摘を受けたこともあり、広く一般に拡大解釈が可能であると理解されているとは言い難い。</p> <p>こうした状況を踏まえ、法改正すべきと考えるが、改めて見解を示されたい。</p>						<p>大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が、法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県知事が措置権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制を円滑に実施するため、関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることができ旨を明らかにするものです。このため、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、法律の目的を達成するため必要があるれば広く求めることができると考えられるため、建設リサイクル法に基づく解体等工事の届出情報は同規定に含まれると解釈して差し支えありません。この解釈については、通知により都道府県に周知することとします。</p> <p>従って、本法律の改正は必要ないものと考えます。</p>
<p>浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂は、環境省回答のおお書きのとおり「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」と同様に廃棄物処理法の対象外と考え。</p> <p>・しかし、昭和46年10月25日付環整第45号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(以下「留意事項通知」とする)では、無機性汚での代表的なものとして「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」が例示されているため、本県のみならず他県においても「薬品投入前の土砂」を産業廃棄物として処理せざるを得ない状況にある。</p> <p>・このため、「薬品投入前の土砂」が廃棄物処理法の対象外であることを明確にするため、留意事項通知の改正を求める。</p> <p>(現行)「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」</p> <p>(例)「浄水場の薬品投入後に生ずる汚でい」 又は 「浄水場の沈でん池より発生する汚でい(土砂に該当するものを除く)」</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を行うこと。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>		<p>一次回答にあるとおり、廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解しているが、本提案を踏まえ、上記見解を改めて周知することを検討する。</p>
<p>事業再建に向けて観光施設に対する投資に興味を示した民間事業者(2社)は、既存の施設が国定公園内にあり、施設計画において水族館の位置づけがあったため、所定の手続きを経て着工までの期間が見通せず、投資案件として忌避された。</p> <p>現在の制度運用上では、公園事業計画の変更に係る期間は半年程度とされているが、事前協議を経て正式に提出・受理と進むのが通例で、可否判断の基準が示されていない状態では、この段階でも所要時間の見通しが困難であり、さらに、計画変更決定は環境大臣の所管となるため、2段階の了解を得る必要があり、投資企業から見れば進捗状況が見えない状態になる。</p> <p>リゾート開発の場合は、事業企画、土地所有、施設建築、営業戦略、現場運営などの業務を種別ごとに別企業での分担が多く、不動産に関する見通しの不透明さゆえ、この事業チームの構築ができない。(仕事が始まる時期が分からず、人材の確保も融資計画も手を付けられない)</p> <p>国定公園内の手付かずの自然環境に変更を加えることに慎重であることは当然だが、既に施設が建設されている区画においては、廃墟化による景観・雰囲気等の悪化がもたらす国定公園の魅力の毀損こそ防ぐ必要があり、国定公園の魅力を保つためにも老朽施設の更新が円滑に行われる条件整備が必要になる。</p> <p>現実的な方策として、既存施設の立地する区画において施設の改築を行う場合、用途に本質的な変更がない軽微な案件(既設のホテル・水族館などは観光系の集客施設であるが、自然公園法施行令に規定する他の集客施設に変更し、増築・建替えるケース等)は、公園の管理・運営を行う都道府県知事の判断に委ねるようしていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。</p>	<p>○ 今回の事例に、公園計画における事業種の変更の柔軟化に関する指摘については、一定の合理性があるものと考え。他方、公園計画上の整理は、全国の国定公園にも影響するため、運用を変更する場合には、不適切な状況が生じないよう、その他の地域の事例も踏まえた検討が必要である。</p> <p>○ 例えば、自然公園法では、優れた自然の風景地の保護と適切な利用の両面を目的としているところ、海岸の優れた自然が評価された国定公園において、水族館を博物館等の事業種へ変更する場合、その変更による風致景観や環境に与える影響が同程度であっても、博物館は多様な種類のものが考えられることから、その沿岸域の公園の自然と全く関係のない文化的な博物館では、当該公園の優れた海岸地域を旨とした利用にそぐわない可能性も考えられる。このため、公園計画段階で各事業種をどのように区別することが適切かは整理が必要である。</p> <p>○ このような点を踏まえながら、今回の事例などに柔軟に対応出来るよう、再検討の視点でも触れられている。令1条の同号に定められている施設への業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類の公園計画においてどのように扱うかについて、検討を始めてまいりたい。</p> <p>○ なお、今回の千葉県の案件については、1次回答でもお答えした通り、公園計画の変更以外の対応方法も想定されますので、具体的な対応方針については、積極的に提案団体に助言してまいりたい。</p>	
<p>貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支障を解決するものである。今後、農業集落排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われることとなるが、早期に検討結果を周知いただきたい。</p> <p>検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。</p>	<p>(再検討要請なし)</p>	
<p>貴省の回答では、農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、園いわなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由が明らかになっていないので、ご教示いただきたい。その理由が安全性の確保や錯誤捕獲の防止であるならば、次の要件を満たすことができれば、許可対象となるよう制度を見直していただきたい。</p> <p>・狩猟免許所持者と随時連絡が取れる体制の構築 ・捕獲技術、安全性等の確保のための講習会や研修の受講 ・止めさし等の行為は鳥獣被害対策実施隊等、狩猟免許保持者が実施 ・地域の関係者と十分な合意形成</p> <p>なお、一定の条件を満たした法人に対する許可に当たっては、狩猟免許不所持者も許可対象とすることが可能とのことだが、環境省の通知によると、狩猟免許保持者が従事者に含まれていることが不可欠であり、狩猟免許不保持者は捕獲に補助的な従事のみで、はこわなの設置や止めさしは狩猟免許所持者が主体的に行うこととされている。そのため、狩猟免許所持者が少ない地方自治体や法人では、農林漁業者が行うような対応が事実上困難である。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		<p>御指摘の「農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、園いわなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由」については、貴院のとおり、安全性の確保等の理由により、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成28年10月閣議決定第10号、以下「基本方針」という。)第4条第2-3(2)(3)に係る園いわなと同様の要件により、はこわなを許可対象とすることはできない。なお、御指摘の要件の追加によるはこわなの許可対象への追加意見については、当該要件は基本方針第4条第2-3(2)(4)の要件と同内容であることから、現行において対応可能であり、現行制度の活用により対応いただきたい。</p> <p>また、御指摘の一定の条件を満たした法人に対する許可における狩猟免許を受けていない者(以下「不所持者」という。)の扱いについては、基本的には、狩猟免許を受けている者(以下「所持者」という。)の立会いによる監督下で、不所持者がわなの設置を行うのが望ましい。ただし、例えば、不所持者が、所持者の監督下において、わなの設置に係る十分な経験や実績を積んでおり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者による立会いと同等の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、許可対象として認められるものと解して差し支えない。</p>